

常総市RPA導入支援業務委託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、「常総市RPA導入・運用支援業務委託」の優先交渉権者を選定するため、企画提案書、機能確認書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の記載内容等の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 常総市RPA導入・運用支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の「2. 参加資格要件について」に掲げる要件を全て満たす者
- (2) 常総市RPA導入・運用支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の「4. 参加申込み及び参加資格審査について」に掲げる書類を提出期限までに全て提出した者

3 審査の方法

(1) 一次審査

① 審査方法（企画提案書等の記載内容）

企画提案書等の内容について審査し、参加申込者のうち二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）を4者程度選定する。

なお、見積額が、常総市RPA導入・運用支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の「1.（4）提案上限価格」に記載の提案上限価格を上回る場合には、一次審査の対象外とする。

② 審査項目及び配点

○企画提案書による評価：200点 ・企画提案書第Ⅰ章～Ⅶ章に記載の事項	合計：410点
○機能確認書による評価：150点	
○見積書による評価：60点	

(2) 二次審査

① 審査方法（企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書等に基づくプレゼンテーションと、選定委員によるヒアリング（質疑応答）を行う。

プレゼンテーションの持ち時間は60分間とする。なお、提出した企画提案書の内容に沿って、20分以内で説明するものとし、機能等に関するデモンストレーションを30分以内とする。また、その後の10分間で、選定委員によるヒアリングを行う。

※プレゼンテーションの内容を受け、一次審査の結果を修正することは認めるも

のとする。

※プレゼンテーションに際し、企画提案書等以外の新たな説明資料の提出は認めないものとする。

② 審査項目及び配点

点数については、合計500点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

○企画提案書による評価：200点 ・ 企画提案書第Ⅰ章～Ⅶ章に記載の事項	合計：500点
○機能確認書による評価：150点	
○見積書による評価：60点	
○プレゼンテーションによる評価：90点	

※審査結果における合格基準は、選定委員の合計得点の6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

4 優先交渉権者の選定

各選定委員の審査結果を集計し、点数の最も高い事業者を「優先交渉権者」として選定する。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

※ 二次審査では、一次審査の結果に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにおける「提案内容の明確な説明」や「質問に対する的確な回答」がなされているかについても評価に加味する。

※ 評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、機能要件確認書の点数の高い者を、優先交渉権者とする。

5 その他

参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、選定委員の合計得点が6割以上の場合は、その事業者を交渉権者とし協議を行う。

以上